

日産・自動車大学校



# 学 則

付 細則

学校法人 日産学園

専門  
学校 **日産京都自動車大学校**



# 第1章 総 則

## (目的)

第1条 本校は、教育基本法および学校教育法に基づき、工業専門課程を設置し、自動車整備に関する専門的技術及び理論を教育し、整備技術の進歩発展を通じて、社会に貢献できる人間性豊かな整備士を育成することを目的とする。

## (自己点検・評価)

第1条の2 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2. 前項点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## (名称)

第2条 本校は「専門学校 日産京都自動車大学校」という。

## (位置)

第3条 本校の位置を京都府久世郡久御山町林八幡講 27 番地 6 に置く。

# 第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

## (課程、学科、修業年限及び定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限及び定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員
工業専門課程	自動車整備科(昼)	2年	40名	80名
	国際オートメカニック科(昼)	3年	80名	240名
	自動車整備・ボディリペア科(昼)(※)	3年	35名	105名
	自動車整備・カスタマイズ科(昼)(※)	4年	20名	80名
	一級自動車工学科(昼)(※)	4年	75名	300名

※) 1年次と2年次に二級自動車整備士養成課程の規定科目を修業し、3年次または3年次と4年次に各課程の専門規定科目を修業するものとする。

## (学年及び学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2. 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

## (休業日)

第6条 本校の休業日は次のとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律で規定する休日
- (2) 学年始休業 4月1日から4月10日まで
- (3) 春季休業 4月28日から5月5日まで
- (4) 夏季休業 7月21日から8月31日まで
- (5) 秋季休業 10月28日から11月5日まで
- (6) 冬季休業 12月20日から1月10日まで
- (7) 学年末休業 3月20日から3月31日まで

2. 前項の規定にかかわらず、校長が必要と認めるときは、休業日を変更することができる。

### 第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程及び授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、次のとおりとする。

教育科目		教育内容	授業時間数			
			1年次	2年次	計	
専 門 教 育	学	自動車工学	(H) 305	(H) 282	(H) 587	
		自動車整備	エンジン シャシ 電装 故障原因探究 (二輪の内容を含む)			
	科	機器の構造 取扱	整備作業機器 測定機器 検査機器 (二輪の内容を含む)	31	16	47
		自動車検査	—	0	27	27
		自動車整備に 関する法規	—	0	28	28
		<b>小 計</b>		<b>336</b>	<b>353</b>	<b>689</b>
	実 習	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	32	0	32
		測定作業	基本計測	31	13	44
		自動車整備作業	エンジン点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)	553	563	1,116
			シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)			
シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)						
電装点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)						
故障原因探究 (二輪の内容を含む)						
自動車検査作業 (二輪の内容を含む)	8	48	56			
<b>小 計</b>		<b>624</b>	<b>624</b>	<b>1,248</b>		
<b>合 計</b>			<b>960</b>	<b>977</b>	<b>1,937</b>	
一般教育 (必須) 計			48	94	142	
<b>総 計</b>			<b>1,008</b>	<b>1,071</b>	<b>2,079</b>	

上表の1時間(H)は、50分に換算したものです。

(国際オートメカニク科)		授業時間数					
		1年次	2年次	3年次	計		
専 門 教 育	学 科	自動車工学	自動車の構造・性能 自動車の力学・数学 電気・電子理論 材料 燃料・潤滑剤 図面 (二輪の内容を含む)	(H)  2 2 8	(H)  2 4 6	(H)  7 7	(H)  5 5 1
		自動車整備	エンジン シャシ 電装 故障原因探究 (二輪の内容を含む)				
		機器の構造 取扱	整備作業機器 測定機器 検査機器 (二輪の内容を含む)	2 5	0	1 6	4 1
		自動車検査	—	0	0	2 7	2 7
		自動車整備に 関する法規	—	0	0	2 8	2 8
		小 計		2 5 3	2 4 6	1 4 8	6 4 7
		実 習	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	2 2	0	0
	測定作業		基本計測	2 3	9	1 2	4 4
	自動車整備作 業		エンジン点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)	4 6 9	5 1 1	1 4 0	1,1 2 0
			シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)				
			電装点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)				
			故障原因探究 (二輪の内容を含む)				
	自動車検査作業 (二輪の内容を含む)	0	0	5 6	5 6		
	小 計		5 1 4	5 2 0	2 0 8	1,2 4 2	
合 計		7 6 7	7 6 6	3 5 6	1,8 8 9		
一般教育 計		1 3 9	1 5 1	5 2 3	8 1 3		
総 計		9 0 6	9 1 7	8 7 9	2, 7 0 2		

上表の1時間(H)は、50分に換算したものです。

(一級自動車工学科)		授業時間数								
教育科目	教育内容	1年次 (H)	2年次 (H)	小計 (H)	3年次 (H)	4年次 (H)	小計 (H)	合計 (H)		
専 門 教 育	自動車工学	自動車の構造・性能 自動車の力学・数学 電気・電子理論 材料 燃料・潤滑剤 図面 (二輪の内容を含む)				139	0	139	922	
		自動車整備	エンジン シャシ 電装 故障原因探究 総合診断 環境保全 安全管理 (二輪の内容を含む)	305	282	587	196	0		196
	機器の構造取扱	整備作業機器 測定機器 検査機器 (二輪の内容を含む)	31	16	47	25	0	25	72	
	自動車検査		0	27	27	6	0	6	33	
	自動車整備に関する法規		0	28	28	11	0	11	39	
	自動車概論	※1 欄外に記入	0	0	0	0	0	0	0	
	サービス・マネージメント	※2 欄外に記入	0	0	0	95	0	95	95	
	小 計		336	353	689	472	0	472	1,161	
	実 習	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	32	0	32	32	0	32	64
		測定作業	基本計測	31	13	44	0	0	0	44
応用計測			0	0	0	32	0	32	32	
自動車整備作業		エンジン点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)	553	563	1,116	468	0	468	1,584	
		シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)								
		電装点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)								
		故障原因探究 (二輪の内容を含む)								
自動車検査作業 (二輪の内容を含む)		8	48	56	12	0	12	68		
サービス・マネージメント	※2 欄外に記入	0	0	0	0	239	239	239		
小 計		624	624	1,248	544	239	783	2,031		
実 務 実 習	体験実習	自動車の点検整備 故障原因探求 総合診断	0	0	0	8	224	232	232	
	評価実習	自動車の点検整備 故障原因探求 総合診断	0	0	0	0	670	670	670	
	小 計		0	0	0	8	894	902	902	
合 計		960	977	1,937	1,024	1,133	2,157	4,094		
一般教育 (必須) 計		48	94	142	0	0	0	142		
総 計		1,108	1,071	2,079	1,024	1,133	2,157	4,236		

※1 材料力学、流体力学、熱力学、電子回路、通信技術、電子制御、技術英語、産業史、自動車技術史等の基礎知識・工学基礎として各養成施設が必要と認めるもの

※2 現代企業概論、経営学、経済学、消費者心理、工場管理論、社会学、簿記、商法、コンプライアンス教育、プレゼンテーション教育、カスタマ・サービス等、一級自動車整備士に広く求められている知識又は技能の習得として、各養成施設が必要と認めるもの

※3 3、4年次の法定合計時数には\*を含めることができる

上表の1時間(H)は、50分に換算したものです。

(自動車整備・ボディリペア科)			授業時間数						
教育科目	教育内容	1年次	2年次	小計	3年次	小計	合計		
		(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)		
専 門 教 育	自動車工学	自動車の構造・性能 自動車の力学・数学 電気・電子理論 材料 燃料・潤滑剤 図面 (二輪の内容を含む)	305	282	587	0	0		
		エンジン シャシ 電装 故障原因探究 総合診断 環境保全 安全管理 (二輪の内容を含む)				0	0		
	機器の構造取扱	整備作業機器 測定機器 検査機器 (二輪の内容を含む)	31	16	47	0	0	47	
	自動車検査		0	27	27	0	0	27	
	自動車整備に関する法規		0	28	28	0	0	28	
	車わく及び車体の構造	材料・力学・構造・機能	0	0	0	48	48	48	
	車わく及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断	0	0	0	216	216	216	
	小 計		<b>336</b>	<b>353</b>	<b>689</b>	<b>264</b>	<b>264</b>	<b>953</b>	
	実 習	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	32	0	32	0	0	32
		測定作業	基本計測	31	13	44	0	0	44
自動車整備作業		エンジン点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)	553	563	1,116	0	0	1,116	
		シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)							
		電装点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)							
		故障原因探究 (二輪の内容を含む)							
自動車検査作業 (二輪の内容を含む)		8	48	56	0	0	56		
車わく及び車体の 整備作業	点検・分解・組立・調整・検査 板金・塗装・損傷診断	0	0	0	713	713	713		
小 計		<b>624</b>	<b>624</b>	<b>1,248</b>	<b>713</b>	<b>713</b>	<b>1,961</b>		
合 計		<b>960</b>	<b>977</b>	<b>1,937</b>	<b>977</b>	<b>977</b>	<b>2,914</b>		
一般教育(必須) 計		48	94	142	54	54	196		
合 計		<b>1,008</b>	<b>1,071</b>	<b>2,079</b>	<b>1,031</b>	<b>1,031</b>	<b>3,110</b>		

上表の1時間(H)は、50分に換算したものです。

教育科目		教育内容	授業時間数							
			1年次	2年次	小計	3年次	4年次	小計	合計	
専 門 教 育	学 科	自動車工学	自動車の構造・性能 自動車の力学・数学 電気・電子理論 材料 燃料・潤滑剤 図面 (二輪の内容を含む)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)
		自動車整備	エンジン シャシ 電装 故障原因探究 総合診断 環境保全 安全管理 (二輪の内容を含む)	305	282	587	0	0	0	587
		機器の構造取扱	整備作業機器 測定機器 検査機器 (二輪の内容を含む)	31	16	47	0	0	0	47
	自動車検査		0	27	27	0	0	0	27	
	自動車整備に関する法規		0	28	28	0	0	0	28	
	車わく及び車体の構造	材料・力学・構造・機能	0	0	0	48	0	48	48	
	車わく及び車体の整備	整備・板金・塗装・損傷診断	0	0	0	216	0	216	216	
	車わく及び車体の加工	材料・金属加工・樹脂加工	0	0	0	0	30	30	30	
	塗装及び車体の整備	整備・塗装・関係法令	0	0	0	0	101	101	101	
	小 計		<b>336</b>	<b>353</b>	<b>689</b>	<b>264</b>	<b>131</b>	<b>395</b>	<b>1,084</b>	
実 習	工作作業	手仕上げ工作 機械工作	32	0	32	0	0	0	32	
	測定作業	基本計測	31	13	44	0	0	0	44	
	自動車整備作業	エンジン点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)	553	563	1,116	0	0	0	1,116	
		シャシ点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)								
		電装点検、分解 組立、調整、検査 (二輪の内容を含む)								
		故障原因探究 (二輪の内容を含む)								
	自動車検査作業 (二輪の内容を含む)		8	48	56	0	0	0	56	
	車わく及び車体の整備作業	点検・分解・組立・調整・検査・板金・塗装・損傷診断	0	0	0	713	0	713	713	
車体加工・車体製作 応用塗装・車体検査	加工基礎・加工応用・樹脂加工 塗装応用・完成検査	0	0	0	0	917	917	917		
小 計		<b>624</b>	<b>624</b>	<b>1,248</b>	<b>713</b>	<b>917</b>	<b>1,630</b>	<b>2,878</b>		
合 計		<b>960</b>	<b>977</b>	<b>1,937</b>	<b>977</b>	<b>1,048</b>	<b>2,025</b>	<b>3,962</b>		
一般教育 (必須) 計		48	94	142	54	4	58	200		
総 計		<b>1,008</b>	<b>1,071</b>	<b>2,079</b>	<b>1,031</b>	<b>1,052</b>	<b>2,083</b>	<b>4,162</b>		

上表の1時間(H)は、50分に換算したものです。

(始業及び終業)

第 8 条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

9 時 10 分から 17 時 20 分まで

(教職員組織)

第 9 条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1 名
- (2) 教員 24 名以上
- (3) 講師 若干名
- (4) 助手 若干名
- (5) 事務職員 5 名以上
- (6) 学校医 1 名

2. 校長は校務を掌り所属教職員を監督する。

## 第 4 章 入学、休学、退学、除籍、卒業及び賞罰

(入学資格)

第 10 条 本校の入学資格は、高等学校または、これと同等以上の学校を卒業した者、若しくはこれに準ずる学力があると認められる者とする。

2. 前項のほか、外国人留学生についての入学資格は、別に定める。

(入学時期)

第 11 条 本校の入学時期は、4 月とする。

(編入学及び転科)

第 12 条 一級自動車工学科の 3 年次への編入学は、自動車整備にかかわる一種養成施設卒業の者、若しくは国家二級自動車整備士の内、ガソリン、ジーゼルの両資格取得者、または両資格取得見込みの者に対して、認めることがある。

2. 一級自動車工学科の、2 年次から 3 年次への進級要件(第 16 条 3 項)に準じ、仮入学した後、全部免除申請の要件を満たすと、入学を許可する。
3. 自動車整備・ボディリペア科または自動車整備・カスタマイズ科 3 年次への編入学は、自動車整備に関する専門学校または短期大学またはこれと同等以上の学校を卒業または修了した者、若しくはこれに準じる学力があると認められた者で、国家二級自動車整備士資格取得者または取得見込みの者に対して認めることがある。
4. 自動車整備・カスタマイズ科 4 年次への編入学は、自動車整備に関する専門学校または短期大学またはこれと同等以上の学校を卒業または修了した者、若しくはこれに準じる学力があると認められた者で、国家二級自動車整備士資格を取得しており、かつ車体整備士資格を取得している者または取得見込みの者に対して認めることがある。
5. 各課程で転科を希望する者は、別課程への転科を認めることがある。

(入学手続)

第 13 条 本校の入学手続は次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、入学選考料を添えて指定の期日までに申し出なければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 合格通知を受けた者は指定の期日までに、第 20 条の入学金等を納めなければならない。
- (4) 前号の手続を完了した合格者に対し、入学を許可する。



(在学年限)

第 13 条の 2 在学年限は、各課程の修業年限の 2 倍を超えることはできない。

2. 休学期間は、在学期間に算入しない。

(休学)

第 14 条 休学する場合は、所定の書面を提出し、校長の許可を受けなければならない。尚、傷病の場合、医師の診断書を添えること。

2. 前項の者が復学しようとする場合は、届け出て校長の許可を受け、復学することができる。

3. 休学者の復学は 4 月とし、休学は、年度単位とする。

4. 休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。

(退学)

第 15 条 退学しようとする者は、所定の願書を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第 15 条の 2 校長は、次の各号のいずれかに該当する者には除籍することができる。

(1) 第 14 条第 1 項の届出時に申請した休学期間を経過し、同条 2 項の復学の届出をしなかったとき。

(2) 第 13 条の 2 に定める在学期間を経過したとき。

(3) 正当な理由なしに授業料を滞納し、督促を受けても納入しないとき。

(4) 死亡又は行方不明になったとき。

2. 前項の規定による除籍手続きは、別に定める。

(出席停止)

第 15 条の 3 学生が心身の健康を損ね、本人あるいは周囲の安全確保や教育活動に障害がある場合、その他必要がある場合は出席停止を命じることがある。

2. 前項の出席停止に関する規定は、別に定める。

(進級・卒業の認定)

第 16 条 進級又は、卒業の認定は、所定の学科試験及び、実技試験の成績ならびに、素行状況を総合して行う。

2. 一級自動車工学科、自動車整備・ボディリペア科、自動車整備・カスタマイズ科の 2 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。

3. 自動車整備・カスタマイズ科の 3 年次終了時に修了認定を行い、認定者には「修了証書」を発行する。

4. 一級自動車工学科 2 年次で修了認定された者は、3 年次に仮進級できる。

5. 仮進級した者の内、国家二級自動車整備士（ガソリン及びジーゼル）の登録試験に合格し、全部免除者の要件を満たした者は本進級を許可する。この場合に、一級自動車工学科 3 年次の授業を開始した日から 6 ヶ月以内に合格証書の交付を受けていなければならない。

(卒業証書・称号の授与)

第 17 条 所定の全課程を修了し、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

2. 自動車整備科、自動車整備・ボディリペア科の全課程を修了し、卒業を認定した者には専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

3. 一級自動車工学科、自動車整備・カスタマイズ科の全課程を修了し、卒業を認定した者には高度専門士（工業専門課程）の称号を授与する。

(褒賞)

第 18 条 成績優秀、文化活動、スポーツ、社会貢献など他の模範となる者は、これを褒賞することができる。

2. 前項の褒賞に関する規定は、別に定める。

(懲戒)

第 19 条 教育上必要があると認められるときは、懲戒を加えることがある。

2. 懲戒は訓戒、停学及び退学とする。ただし、次の各号の一に該当する者には退学を命ずることがある。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3. 前 1 項の懲戒に関する規定は、別に定める。

## 第 5 章 授業料等

(授業料等)

第 20 条 入学選考料、入学金及び授業料等は次のとおりとする。

<単位：円>

	学年	入学選考料	入学金	授業料	実験実習費	施設設備費
自動車整備科	1 学年	25,000	240,000	642,000	130,000	230,000
	2 学年	—	—	642,000	130,000	230,000
国際オートメカニク科	1 学年	25,000	240,000	460,000	130,000	230,000
	2 学年	—	—	460,000	130,000	230,000
	3 学年	—	—	460,000	130,000	230,000
自動車整備・ボディリペア科	1 学年	25,000	240,000	642,000	130,000	230,000
	2 学年	—	—	642,000	130,000	230,000
	3 学年	*25,000	*120,000	642,000	170,000	230,000
自動車整備・カスタマイズ科	1 学年	25,000	240,000	642,000	130,000	230,000
	2 学年	—	—	642,000	130,000	230,000
	3 学年	*25,000	*120,000	642,000	170,000	230,000
	4 学年	*25,000	*120,000	642,000	170,000	230,000
一級自動車工学科	1 学年	25,000	240,000	642,000	130,000	230,000
	2 学年	—	—	642,000	130,000	230,000
	3 学年	*25,000	*240,000	642,000	220,000	230,000
	4 学年	—	—	642,000	220,000	230,000

\*：編入学の場合に限る。

2. 休学時には休学費として半期 20,000 円、通期 40,000 円を徴収する。

(授業料等の返還)

第 21 条 既納の入学選考料、入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、教育充実費は、返還しない。ただし、やむを得ない特別な理由がある場合は、既納の授業料等のうちその一部を返還することができる。

2. 入学許可を得た者で、授業料を納付した者が、入学年度の前年度の 3 月 31 日までに入学手続きの取消しを願い出た場合については、入学金を除く授業料等を返還することがある。

## 第6章 雑則

(健康診断)

第22条 健康診断は、毎年1回、法の定めるところにより実施する。

(学生寮)

第23条 学生寮に関することは、校長が別に定める。

(細則)

第24条 この学則の施行に必要な細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、昭和63年4月1日から実施する。

附則

この学則は、昭和64年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成2年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成3年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成4年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成5年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成6年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成7年2月7日から実施する。

附則

この学則は、平成8年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成9年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成10年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成10年11月1日から実施する。

附則

この学則は、平成11年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成12年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成13年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成14年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成15年4月1日から実施する。

附則

この学則は、平成 16 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 18 年 12 月 25 日から実施する。

附則

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 20 条 1 項の教育充実費については、平成 26 年度以降に入学した一級自動車工学科の 3 年次の学生から適用し、平成 25 年度以前の入学生については、従前の学則による。

附則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、令和 2 年 3 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、令和 2 年 3 月 1 日から実施する。
2. 第 20 条 1 項の授業料については、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。
3. 第 20 条 2 項の休学費については、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この学則は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

附則

1. この学則は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
2. 第 7 条授業時間については、令和 6 年度以降に入学した学生から適用し、令和 5 年度以前に入学した学生については従前の学則を適用する

## 専門学校 日産京都自動車大学校 細則

### (総則)

第 1 条 この細則は、専門学校 日産京都自動車大学校学則(以下「学則」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

### (学生の遵法義務)

第 2 条 学生は、自動車の整備教育の受講に際しては、関係法令及び関係官庁の指示、通達並びに本校学則の定めによるほか、この細則の定めるところによらなければならない。

第 3 条 削除

### (授業週及び修業時間)

第 4 条 学則第 5 条に定める学年の基準授業週は 41 週とし、1 週間の基準修業時間は 40 時間とする。

### (授業の履修方法)

第 5 条 授業の履修方法は、次のとおりとする。

- (1) 授業開始にあたって、学生個人別の出・欠席を調査し、これを記録する。
  - (2) 各教科の履修効果を評価するため、所定の試験を行う。
  - (3) 必要に応じて、放課後又は休日、若しくは休暇中に補講授業を行うことがある。
- (注) 補講とは、出席時間が規定値に満たない場合に行う授業をいう。

### (障がいへの配慮)

第 5 条の 2 「障がい」のある学生への指導、対応においては、当校課程の履修を妨げない範囲において、その多様性を認めた上で実施する。

### (入学試験)

第 6 条 学則第 13 条により実施する入学試験の筆記試験科目は、原則として国語、数学、一般社会常識及び作文とする。また、筆記試験のほか面接試験を実施する。

2. 前項の科目は、選考方法により一部免除することがある。

### (入学資格)

第 6 条の 2 入学資格は学則第 10 条第 1 項に定めるもののほか、以下のいずれかに該当する場合に認める。

- (1) 高等学校又は中等教育学校（後期課程）を卒業した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに卒業する見込みの者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- (3) 外国における、12 年の課程修了相当の学力認定試験に合格した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに合格する見込みの者
- (4) 文部科学大臣が外国の高等学校相当として指定した外国人学校を修了した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- (5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の課程を修了した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者
- (6) 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程を修了した者、および入学年度の前年度の 3 月 31 日までに修了する見込みの者

- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程に合格した者を含む）、および入学年度の前年度の3月31日までに合格する見込みの者で、満18歳に達した者
- (8) 国際オートメカニク科については、上記(1)から(7)のいずれかを満たし、かつ、在留カードを保有、または保有する見込みの者

(刺青等)

第6条の3 衣服等で隠せない刺青（タトゥー、彫り物等含む）があり、他人に不快感を与える可能性がある場合は、入学を認めない場合があります。

(合格者の決定)

第7条 入学試験の合格者は、筆記試験、面接試験、健康診断等を総合的に勘案して決定する。

- 2. 合格、不合格の結果については、文書、および本校のウェブサイトで通知する。

(合格の取消し)

第8条 学則第13条に定める入学手続きを、所定の日時までに完了しない場合には、合格を取消すものとする。

(休学、復学、退学)

第9条 学則第14条及び第15条に定める休学届又は退学届は、保護者連署の書面により、届け出なければならない。

- 2. 学則第14条に定める休学中の学生が、復学しようとするときは、保護者連署の書面により、願い出なければならない。
- 3. 削除

(除籍)

第9条の2 学則第15条の2の規定に基づき、同条第1項第3号及び第4号(死亡を除く。以下同じ。)の規定による除籍について必要な事項を定める。

- 2. 除籍の日は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 学則第15条の2第1項第3号に該当する場合にあっては、当該年度の3月31日
  - (2) 同項第4号に該当する場合にあっては、校長が定める日
- 3. 除籍の予告通知は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 担当職制は、学生が前項に該当するおそれがあると認められるときは、概ね1か月前までに、学生及び学生の保証人に対し、除籍の手続を行う旨の予告通知をするものとする。
  - (2) 前号の通知は、配達証明郵便をもって行うものとする。
- 4. 除籍の決定は、次の各号に定めるとおりとする。
  - (1) 校長、職制は、前条の通知後速やかに、当該学生の除籍について職制会議に諮り、除籍の決定後、学生及び学生の保証人に対し、除籍の通知をするものとする。
  - (2) 前項の通知は、内容証明郵便をもって行うものとする。

(出席停止)

第9条の3 学則第15条の3に定める出席停止について、次に定める。

校長は、学生が感染症にかかり、又はかかった疑いのあることが認められたときは、その学生に対して期間を定めて、出席停止を命ずることができる。

- 2. 校長は、前項の感染症を除いて、心身が健全でなく本人及び周囲への安全が確保できない、あるいは学業を続ける事が困難と認める学生があるときは、医師やカウンセラーの助言に基づき、期間を定めて出席停止を命ずることができる。

(学習評価)

第 10 条 学習評価は、次により行う。

- (1) 平常試験 平常の履修効果を評価するため、随時実施する。
- (2) 期末試験 教科の履修効果を評価するため、各教科の終了毎に実施する。
2. 各教科の合格点は所定の基準を満たすものとする。
3. 試験は、学科については筆記試験、実習については実技試験を原則とする。  
ただし、場合によっては、口頭試問若しくは研究調査報告をもって、これに代えることができる。体験実習の学習評価は、教育内容毎のレポートと実習態度により行う。
4. 指示された提出物などが未提出の場合、試験を受けることができない。

(学習評価の通知)

第 11 条 各教科の学習評価結果は、学生並びに保護者に通知する。

(追試験、再試験、判定試験)

- 第 12 条 学生が傷病、その他やむを得ない事由により、定められた日に試験を受けることができなかつた教科については、本人の願い出により追試験を行うことがある。
2. 学生が、やむを得ない事由により試験が合格できなかった教科については、本人の願い出により再試験を行うことがある。
  3. 再試験を行っても合格できなかった教科については、本人の願い出により判定試験を行うことがある。
  4. 追試験、再試験、判定試験の手続その他の事項は、次のとおりである。
    - (1) 試験を行う日時、場所及び方法は、学校が指定する。
    - (2) 試験を受けようとする者は、申請用紙にその事由を記入し、所定の試験料を添えて、提出しなければならない。
    - (3) 傷病、その他やむを得ない事由により、試験を欠席する場合は、欠席理由を記入した試験延期願を提出しなければならない。

(進級・卒業の認定)

- 第 13 条 進級・卒業の認定は素行状況並びに所定の学科試験及び実技試験の成績を総合して行う。また、定められた教育時間数を満たし、授業料等の学生納付金を完納していなければならない。
2. 一級自動車工学科 4 年次へ進級するためには、3 年次へ本進級していなければならない。

(欠席、遅刻、公認欠席、忌引等の取扱)

第 14 条 欠席、遅刻、早退、公認欠席及び忌引の取扱いは、次のとおりとする。

1. 傷病、その他やむを得ない事由により、欠席、遅刻又は早退しようとする者は、事前に届出なければならない。  
なお、引続き 5 日以上欠席する場合は、医師の診断書又は証拠となる書類を添付するものとする。
2. 授業の遅刻は授業開始後 15 分以内とし、特別な理由なく 15 分を超える遅刻は欠席とみなす。また、授業の早退は授業終了前 15 分以内とし、特別な理由なく 15 分を超える早退は欠席とみなす。遅刻と早退が 3 回で欠席 1 回とみなす。
3. 次の場合は、公認欠席とする。ただし、遠隔地で往復に日時を要する場合は、その日数を加算する。
  - (1) 就職試験及び学校の認めた就職活動
  - (2) 普通免許試験（その他の免許は、就職先により判断する）

- (3) 伝染病発生による出校停止期間
  - (4) 忌引の場合
  - (5) 女子学生の生理欠席（2日／回を限度とする）
  - (6) その他校長が認めた場合
4. 近親者死亡に際しての忌引扱い日数は、次のとおりとする。
- (1) 一親等血族(父母) 5日
  - (2) 一親等姻族(配偶者の父母) 4日
  - (3) 二親等血族(祖父母、兄弟姉妹) 3日
  - (4) 二親等姻族(兄嫁、姉婿、弟嫁、妹婿) 1日
  - (5) 三親等血族(曾祖父母、伯叔父母、甥姪) 1日

(褒賞)

第15条 学則第18条に定める褒賞には次のものを含める。

- (1) 学校長特別賞  
学校内外において善行を行い、学校の名譽を高めた者。
- (2) 優等賞  
成績及び授業態度が優秀だった者。
- (3) 皆勤賞  
ホームルームを含めて、入学から卒業までで皆勤した者。
- (4) 文化体育功労賞  
文化体育活動で顕著な成果を挙げ、学校の名譽を高めた者。
- (5) その他褒賞にふさわしい行為があった者に授与する賞。  
日産自動車社長賞ほか、関係諸団体から授与される賞は、成績及び授業態度が優等賞受賞者よりもさらに優秀な者に与える。

(懲戒)

第16条 学則第19条に定める懲戒は、学校における懲戒処分事案を公表することにより、学生の本分に  
関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

- 2. 学則第19条に定める懲戒は、退学処分によるほか情状により、次の処分を行うことがある。
  - (1) 訓戒 当該行為者を戒め教える。
  - (2) 停学 一定の期間、授業、学校行事、クラブ活動への参加を停止する。
- 3. 次の各号のいずれかに該当するときは、訓戒又は停学に処することができる。
  - (1) 正当な理由が無く、無断欠席をしたとき。
  - (2) 学業に関する諸手続きを怠り、又は不正をしたとき。
  - (3) 学校または寮において、みだりに火気又は危険物を粗末に取り扱ったとき。
  - (4) 学校または寮の内外において勧誘、販売行為およびこれに類する行為をしたとき、もしくは、しようとしたとき。
  - (5) 学業に取り組む態度が怠慢、もしくは授業の進行を妨害するなど、指導に従わないとき。
  - (6) 学校の規則（学則・学 NAVI・寮生のしおり）に違反したとき。
  - (7) 学校の信用又は名譽を傷つけ、もしくは傷つけようとしたとき。
  - (8) 学校または寮の内外において、喧嘩をしたとき、又は、風紀、秩序を乱し、もしくは乱そうとしたとき。
  - (9) 道路交通法に関する重大な違反及び道路運送車両法の違反行為（車両の違法改造など）、本校学生として好ましくない行為があったとき。
  - (10) 未成年者自ら飲酒・喫煙したとき、又は未成年者と知りながら飲酒・喫煙を勧めたとき。
  - (11) その他前各号に準ずる行為があったとき。



4. 次の各号のいずれかに該当するときは、学則第 19 条に定めるほか、退学を命ずることがある。
  - (1) 故意又は重大な過失により学校の定めた遵守・禁止事項（学則・学 NAVI・寮生のしおり）に違反し、学校に損害又は災害を発生させたとき。
  - (2) 学校の内外において、窃盗、暴行、脅迫、いじめ、その他これに類する行為をしたとき。
  - (3) 犯罪等を犯し、学生として不相当と認められたとき。
  - (4) 正当な理由がなく無断欠席が連続 10 日以上に及ぶとき。
  - (5) 前項各号の情状が特に重い者、又は前項及び本項各号の事由により懲戒に処せられたにもかかわらず、なお改悛の情が認められず、再度にわたり、該当する行為を行ったとき。
5. 学生が他人をそそのかし、又は手助けして前各号に掲げる行為をさせたときは、行為者に準じた懲戒に処する。
6. 懲戒は、校長が職員会議を開催し、出席者の意見を参考にして行うものとする。
7. 懲戒の内容は、（これを学生の学籍記録簿に記入するとともに、）保護者にもその旨を通知する。なお、必要により校内に掲示し、保証人にも通知することがある。
8. 懲戒処分の公表の内容は、事案の概要、処分量定、処分年月日及び被処分者の属性に関する情報（所属、年次等）を、個人が識別されない内容のものを基本として、公表するものとする。
 

ただし、個別の事案に関し、懲戒事由の被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合、公表することが適当でないと認められる場合は、公表内容の一部又は全部を公表しない。
9. 懲戒処分の公表の時期及び方法等
  - (1) 公表の時期は、懲戒処分後、速やかに行う。
  - (2) 公表の方法は、原則として、掲示により行う。
  - (3) 学内公示の期間は、原則として、3 日間とする。
10. 懲戒処分に伴い、補講授業の必要性が生じた場合は、細則第 5 条(3)の規定を適用する。

#### (学生納付金)

第 17 条 学則第 20 条に定める授業料等の納期区分は、次のとおりとする。

前期 4 月～9 月

後期 10 月～翌年 3 月

2. 納期は、前期は 3 月 25 日から 4 月 5 日まで、後期は 9 月 25 日から 10 月 5 日までとする。
3. 入学金は、前項の定めにかかわらず、指定された期日までに、これを納めなければならない。
4. 施設設備費は年額を前期に一括納入しなければならない。
 

ただし、1 年次分は(第 2 項の定めにかかわらず)入学金と同時にこれを納めなければならない。
5. 学生納付金のほか、必要と認められる費用は、これを納めなければならない。
6. 休学中の者が復学した時は、既に納入した料金と、値上等により学生納付金に差額を生じた場合は、これを納めなければならない。
7. 学生納付金の未納が、理由なく 30 日以上に及ぶ者に対し、除籍を命ずることがある。

#### (校友会)

第 18 条 本校教育の目的を達成するため、校友会を設け、会員相互の教育研鑽並びに親睦を図るものとする。

2. 本校に在学する学生は所定の会費を納入することにより、本校卒業と同時に校友会会員となる。

#### (二級課程修了証書及び車体整備課程の修了証書)

第 19 条 各科における教育課程及び授業時数は、学則第 7 条に定める。

2. 一級自動車工学科、自動車整備・ボディリアペア科、自動車整備・カスタマイズ科の 1 年次と 2 年

次（二級自動車整備士養成課程）の授業時数を修得し、修了認定された者には修了証書を授与する。

3. 自動車整備・カスタマイズ科の3年次(車体整備士養成課程)の授業時数を修得し、修了認定された者には修了証書を授与する。

(卒業時期及び終了時期)

第20条 本校の卒業時期及び終了時期は、3月とする。

ただし、特別な理由により、やむを得ないと判断される場合には、全科目の終了時点をもって卒業させることがある。

(証明書の発行)

第21条 卒業証明書、卒業見込証明書、成績証明書、在学証明書等の各証明書については、該当学生に対し発行する。

なお、各証明書の発行申請は、書面により行なうものとする。

附則

この細則は、平成27年4月1日から実施する。

附則

この細則は、平成28年4月1日から実施する。

附則

この細則は、平成29年4月1日から実施する。

附則

この細則は、平成31年4月1日から実施する。

附則

この細則は、令和2年3月1日から実施する。

附則

この細則は、令和3年4月1日から実施する。

附則

この細則は、令和6年4月1日から実施する。